

# センター街周辺街区における都市再開発支援事業・ 基本計画等作成等事業補助金交付要綱

令和8年4月1日 都市局都心再整備本部長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、センター街周辺街区において、市街地再開発事業等再整備の実施に向けた検討や意見調整が円滑に進むことを目的として実施する都市再開発支援事業又は基本計画等作成等事業に要する経費に係る補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国会第2317号。以下「交付金交付要綱」という。）に基づき、次に定めるとおりとする。

- (1) 都市再開発支援事業 市街地の再開発を促進するため、民間活力を積極的に活用しつつ、建築物及び建築敷地並びに公共施設の整備を計画的に行う事業をいう。
  - (2) 基本計画等作成等事業 土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備が必要な地区について行う計画の作成等を行う事業をいう。
  - (3) 初動期支援業務 市街地再開発事業等の市街地整備事業又は住環境整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要な検討等の業務をいう。
  - (4) 再開発準備組織 市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加しているものをいう。
- 2 このほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則及び交付金交付要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)-3-IV、同イ-16-(4)-2に定める事業のうち、次に掲げるいずれかの事業内容に該当するもの。
    - (ア) 都市再開発支援事業における初動期支援業務
    - (イ) 基本計画等作成等事業における初動期支援業務
  - (2) センター街周辺街区内の、次に掲げるいずれかの地区で実施するもの。
    - (ア) サンセンタープラザ地区（別図に示す範囲のとおり）
    - (イ) 第2・第4防災ビル地区（別図に示す範囲のとおり）
  - (3) 原則、補助金の交付決定後から当該年度の3月31日の間に実施するもの。
- 2 このほか補助事業に関する要件は、交付金交付要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)-3-IV-1-ロの(2)、同イ-16-(4)-2-2の一のロに定めるところによる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(2)-4-IV-2-イ、同イ-16-(4)-3-1の三に掲げる交付対象に基づき、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、市の予算の範囲内かつ補助対象経費の3分の2に相当する額を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業に係る次に掲げる書類を、当該年度の事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業の収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 交付申請額の算出根拠
- (5) 事業に要する費用を証する書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請による補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に定める補助金の交付決定にあたり、必要な限度において条件を付することができる。

3 市長は、前条の申請による補助金の交付が不適當であると認めたときは、補助金規則第6条第3項による補助金の不交付決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第9条 前条の交付決定後、補助金規則第18条第2項に基づき、市長は交付決定額以内の額の補助金について概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、前条による交付決定通知書の受理後、補助金概算払請求書（様式第4号又は4号の2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求内容が適当であると認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付するものとする。

(補助事業等の変更等)

第 10 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号及び同 3 号により、次に掲げる場合に該当するときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容、計画又は補助事業に要する費用の変更をする場合（軽微な変更を除く）

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は補助事業の遂行が困難となった場合

2 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 2 号により、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項及び前項の申請があった場合、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定内容変更承認通知書（様式第 7 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業遂行状況報告書（様式第 9 号）の提出を補助事業者に対し求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、市長等が指定する職員に、補助事業者等の住居若しくは事務所又は補助事業等が実施されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業完了の日（補助事業廃止の承認を受けた場合を含む）から起算して 1 か月を経過した日又は補助事業完了の日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 完了実績報告書（様式第 10 号）

(2) 補助事業の収支決算書

(3) 事業の実施状況がわかる書類

(4) 事業に要した費用を証する書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者に対して前項各号の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（是正のための措置）

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金規則第 17 条により、これらに適合させるための措置をとるよう補助事業者に命ずることができる。

（交付額の確定及び精算）

第 14 条 市長は、第 13 条の規定による完了実績報告書の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の

確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 11 号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、第 12 条による実績報告受理後 30 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を補助事業者に命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

#### （補助金の請求）

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金額確定通知書の受理後、速やかに補助金請求書（様式第 12 号又は 12 号の 2）を市長に提出しなければならない。ただし、第 9 条に規定する概算払による全額交付があった場合は、この限りではない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

#### （交付決定の取消）

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助事業者に補助金を交付しているときは期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### （返還請求）

第 17 条 市長は、補助事業者に対し、第 14 条第 2 項又は前条第 2 項に基づく補助金の返還を命ずる場合は、補助金返還請求書（様式第 14 号）をもって行うものとする。

#### （帳簿等の保存期間）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び書類等を、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

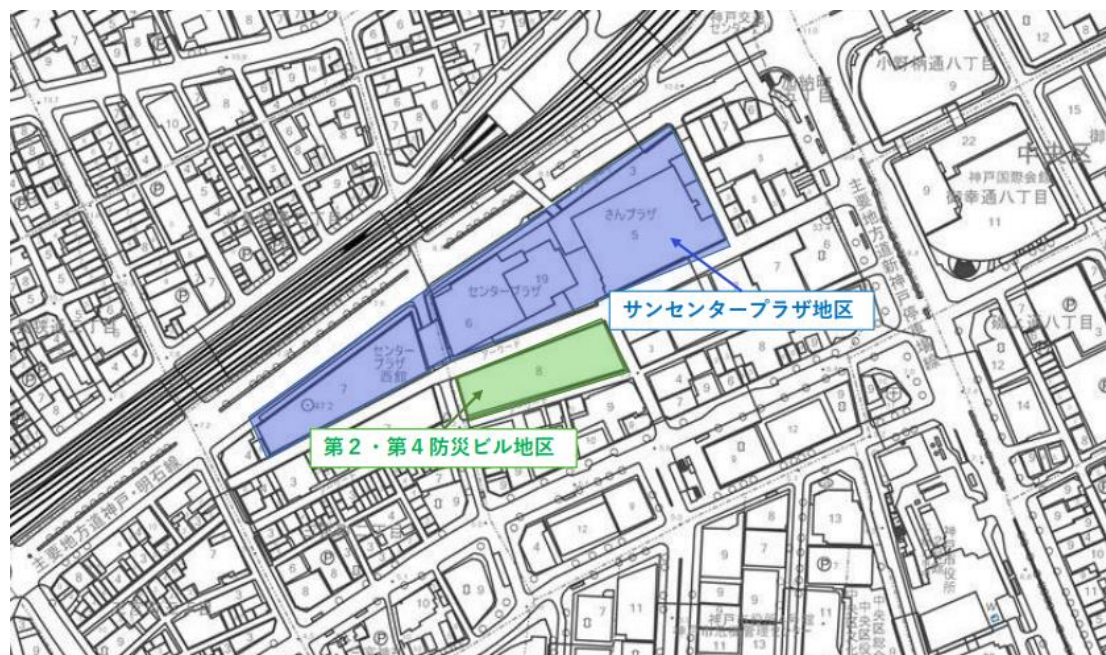
#### （その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第3条関係）



別表（第5条関連）

補助対象経費	内容
(1) 基礎調査	(a) 都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査 (b) 下記計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査 ア) 都市再開発支援事業の場合：地区再生計画 イ) 基本計画等作成等事業の場合：市街地総合再生基本計画
(2) 地区診断	現況調査等の資料の解析及び地区診断
(3) 住民意向調査等	住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動
(4) コンサルタント派遣	住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣
(5) 計画作成	整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等
(6) エリア価値向上に資する検討	リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等
(7) 権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討	市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討